

○宮崎大学工学部工学基礎教育センター規程

〔平成24年4月1日〕  
制 定  
改正 令和3年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学工学部に、宮崎大学工学部工学基礎教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(任務)

第2条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 工学基礎教育（数学、物理、化学、データサイエンス及び英語）の企画及び実施に関すること。
- (2) 工学基礎教育（数学、物理、化学、技術者倫理と経営工学、データサイエンス及び工学英語等）の教員間ネットワーク推進に関すること。
- (3) 入学前教育及び補習補充教育に関すること。
- (4) その他工学基礎教育に関すること。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置き、センター専任教授を充てる。

- 2 センター長はセンターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専任教員)

第4条 センターに専任教員を置く。

- 2 専任教員は、工学基礎教育を主務とし、学部・大学院の教育研究業務を兼務する。

(運営会議)

第5条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、宮崎大学工学部工学基礎教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。